

平成28年度第1回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会結果

施設名	別海町総合スポーツセンター各施設（別紙）
施設所在地	別海町別海141番地の10ほか
設置年度	昭和55年度ほか
設置目的	本施設は、町民の心身の健全な発達とスポーツの振興を図り、もって町民福祉の増進に寄与することを目的として設置

選択（内部）委員会審議結果（指定期間）	3年間（平成29年4月1日から平成32年3月31日まで）
	健康づくりを推進する事業も含め町民の健康維持推進の中心的施設であり、その運営内容も年々状況が変化中、多種多様なサービスが必要なことから、施設管理の状況及び事業内容の評価等を含め3年が妥当と考える。

公募の経過	<p>平成28年8月31日に公募の有無を判断する指定管理者選択委員会が開催され、公募をすることが妥当と判断された。</p> <p>上記に基づき平成28年9月30日から募集要綱の配布を行い、平成28年10月31日までの期間で公募を行なった結果応募があったため、指定管理者選定委員会にて候補者についての審議を行なった。</p>
-------	---

指定管理者の申請（応募）者	
住所	別海町別海川上町139番地の108
名称	一般財団法人別海町地域振興財団
代表者	代表理事 磯田 忠雄

(審議結果) ※最低基準点 120点×8名=960点を最低基準点という。

項目	配点	委員数	配点合計	委員評価点
利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであること	50点	8名	400点	330点
施設の効用を最大限に発揮するものであること	50点	8名	400点	330点
施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	30点	8名	240点	170点
施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	40点	8名	320点	250点
地域の実情を踏まえた効果的な管理運営が行われるものであること	30点	8名	240点	190点
合計点	200点	8名	1,600点	1,270点

選定委員会意見	
候補者の適否	審議及び評価の結果、最低基準点（総配点の60%、960点）を超えていることから、一般財団法人別海町地域振興財団が適当であると判断する。
指定期間	3年間で適当であると判断する。 (平成29年4月1日から平成32年3月31日まで)